

# 平成27年度 障害福祉サービス等に関わる 報酬改定事業所説明会 ～障害児通所支援・障害児入所施設～

- ▶ 平成27年4月6日(月)
  - ▶ 神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課
- ▶ 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課
  - ▶ 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
  - ▶ 相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課
- ▶ 横須賀市こども育成部こども施設福祉グループ指導監査課

# 配布資料の内容

## 資料

- |   |      |
|---|------|
| 1 説明会の概要(パワーポイント資料)                       | 全32頁 |
| 2 報酬告示(平成27年3月27日一部改正)                    | 全22頁 |
| 3 留意事項通知(平成27年3月31日一部改正)                  | 全45頁 |
| 4 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A              | 全29頁 |
| 5 平成27年度版 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(案) | 全36頁 |
| 6 FAX質問表                                  | 全1頁  |

本日の資料や提出用の様式等は、ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』をご覧ください。

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」

→「4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法)」

「5 事業所指定更新、変更申請(届)、体制届様式等(児童福祉法)」

# 説明会次第

- 1 報酬改定の内容について
  - (1) 共通事項
  - (2) 障害児通所支援
  - (3) 障害児入所施設
- 2 体制届及び処遇改善加算届等について
  - (4) 体制届
  - (5) 処遇改善加算届
- 3 その他の周知事項について
  - (6) その他の事項
  - (7) 事務連絡

# 平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

## 1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

## 2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

## 3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

## 【参考】

### 大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

#### 【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

#### 【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

\*消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

# 平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

## 共通事項

※ 単位数の記載は例示。

※ 新設の加算は仮称。

### 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。

#### 【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

#### <キャリアパス要件>

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

#### <定量的要件>

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

### 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

#### <生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日

社会福祉士等の割合が35%以上：15単位/日（新設）  
社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日

3

### 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。  
＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞  
食事提供体制加算 42単位/日 → 30単位/日

### 栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。  
＜施設入所支援、福祉型障害児入所施設＞  
栄養マネジメント加算 10単位/日 → 12単位/日

### 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

### 送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

#### 【現行】

送迎加算 27単位/回

- ①1回平均10人以上が利用
- ②週3回以上の送迎
- ③都道府県知事が必要と認めていた基準



#### 【見直し後】

送迎加算Ⅰ 27単位/回

現行要件の①かつ②を満たすこと

送迎加算Ⅱ 13単位/回(新設)

現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。

### 基準該当サービスの対象拡大

○ 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)

※ 該当サービス:基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

### サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○ サービス管理責任者

- ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。

○ 児童発達支援管理責任者

- ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。  
※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。

- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

### 物価動向の反映

○ 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

### 地域区分の見直し

○ 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。

※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

## 6. 障害児支援

### 障害児通所支援

- 基本報酬の見直し(児童発達支援(センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く))

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

- 児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)【新設】(児童発達支援及び放課後等デイサービス)支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ◆児童発達支援(センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く)          | 定員区分に応じて、6～12単位/日を算定 |
| ◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で授業終了後に行う場合 | 定員区分に応じて、4～9単位/日を算定  |
| ◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で休業日に行う場合   | 定員区分に応じて、6～12単位/日を算定 |

○ 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】

定員10人以下	193単位/日
定員11人以上20人以下	129単位/日
定員21人以上	77単位/日



【見直し後】

* 児童指導員等を配置している場合	
定員10人以下	195単位/日
定員11人以上20人以下	130単位/日
定員21人以上	78単位/日
* 指導員を配置している場合	
定員10人以下	183単位/日
定員11人以上20人以下	122単位/日
定員21人以上	73単位/日

○ 家庭連携加算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可
算定可能回数 4回/月



【見直し後】

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能
算定可能回数 2回/月

○ 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位/回を算定。

○ 関係機関連携加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回

(算定要件)

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定

・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回

(算定要件)

就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

### ○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】

延長支援加算

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定



【見直し後】

延長支援加算

障害児(重症児以外)の場合

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定

障害児(重症児)の場合

・時間区分に応じて、128～256単位/日を算定

### ○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】

送迎加算

片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)



【見直し後】

送迎加算

障害児(重症児以外)の場合

片道54単位/回

障害児(重症児)の場合

片道37単位/回

### ○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分

「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定



【見直し後】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分

「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」

に細分化して報酬単位を設定

18

- 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位/日  
定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。  
※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。
- 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位/日  
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。
- 保育所等訪問支援の算定要件の見直し  
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。
- 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15/100  
過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。
- 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)  
現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算  
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

- 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)  
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)  
強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。  
また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

#### 重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位の、+11単位/日を算定

医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位の、+11単位/日を算定

#### ○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

##### 指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位/日を算定

##### 指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位/日を算定

#### ○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位/日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

### その他

#### ○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。

国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

#### ○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円

20

# 地域区分の見直しについて

平成27年度 障害児施設の一単位の単価表

◆障害児入所施設・児童発達支援センター・新規事業

サービスコード	級地区分		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	その他	13級地	14級地	
	かながわシステムコード		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
	国保連標準システムコード		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
	地域名			厚木市 鎌倉市	横浜市 川崎市	海老名市		相模原市 横須賀市 藤沢市 大和市 茅ヶ崎市 逗子市 座間市 綾瀬市		平塚市 寒川町		葉山町 秦野市 伊勢原市	小田原市	三浦市 二宮町	大磯町・南足柄市・ 中井町・大井町・ 松田町・山北町・ 開成町・箱根町・ 真鶴町・湯河原町・ 愛川町・清川村			
61	児童発達支援	センター	重心児以外or 難聴児	11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62	10.50	10.43	10.37	10.31	10.25	10.19	10.00	10.12	10.06
			重心児	11.37	11.14	10.99	10.91	10.84	10.76	10.61	10.53	10.46	10.38	10.30	10.23	10.00	10.15	10.08
		センター以外 基準該当	重心児以外	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60	10.48	10.42	10.36	10.30	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06
			重心児	11.37	11.14	10.99	10.91	10.84	10.76	10.61	10.53	10.46	10.38	10.30	10.23	10.00	10.15	10.08
62	医療型児童発達支援		10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
63	放課後等デイサービス		重心児以外	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60	10.48	10.42	10.36	10.30	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06
			重心児	11.37	11.14	10.99	10.91	10.84	10.76	10.61	10.53	10.46	10.38	10.30	10.23	10.00	10.15	10.08
64	保育所等訪問支援		11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62	10.50	10.43	10.37	10.31	10.25	10.19	10.00	10.12	10.06	
71	福祉型障害児入 所施設	知的障害児	併設	11.00	10.84	10.73	10.67	10.62	10.56	10.45	10.39	10.33	10.28	10.22	10.17	10.00	10.11	10.06
			主or単独	11.12	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62	10.56	10.45	10.39	10.33	10.28	10.22	10.17	10.00	10.12
		自閉症児		11.10	10.92	10.79	10.73	10.67	10.61	10.49	10.43	10.37	10.31	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06
		盲児	併設	10.99	10.83	10.72	10.66	10.61	10.55	10.44	10.39	10.33	10.28	10.22	10.17	10.00	10.11	10.06
			主or単独	11.11	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62	10.49	10.43	10.37	10.31	10.25	10.19	10.00	10.12	10.06
		ろうあ児	主	11.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60	10.48	10.42	10.36	10.30	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06
			単独	11.11	10.93	10.81	10.74	10.68	10.62	10.49	10.43	10.37	10.31	10.25	10.19	10.00	10.12	10.06
			併設	11.16	10.97	10.83	10.77	10.70	10.64	10.52	10.45	10.39	10.32	10.26	10.19	10.00	10.13	10.06
肢体不自由児		11.10	10.92	10.79	10.73	10.67	10.61	10.49	10.43	10.37	10.31	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06		
72	医療型障害児入所施設		10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	
55	障害児相談支援		10.08	10.90	10.78	10.72	10.66	10.60	10.48	10.42	10.36	10.30	10.24	10.18	10.00	10.12	10.06	

※主たる施設＝併設する施設があつて当該施設が主たる施設であること。

※単独施設＝単独施設。

## (4) 体制届けの提出について

- ▶ 平成27年度報酬改定を反映させるため、全ての事業所について提出を行うこと。
- ▶ 4月分の請求期間までに反映させる必要があるため、平成27年4月15日(水)までに必ず提出すること。

# 福祉・介護職員処遇改善加算①

## 主な変更内容

○福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額12,000円相当分）を行うための新たな区分を創設

- （福祉・介護職員1人当たり）
- ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】 …… 月額27,000円相当
  - ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】 …… 月額15,000円相当
  - ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】 …… 月額13,500円相当
  - ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】 …… 月額12,000円相当

### 【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

#### ＜キャリアパス要件＞

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を設けること

#### ＜職場環境等要件（旧定量的要件）＞

職場環境等要件のうち、平成27年4月から実施する処遇改善の取組(予定)の記載が必要

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

## 福祉・介護職員処遇改善加算②

### 【計画書及び実績報告書】

#### ＜計画書＞の見直し

計画書と（旧）キャリアパス要件等届出書の様式が一体化

※新しい様式をダウンロードして作成・提出

#### ＜賃金改善の見込額（賃金改善所要額）＞の見直し

i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額

ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額

を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額（賃金改善所要額）とする

その上で、賃金改善額が加算の見込額を上回るものとする

### 【賃金水準引下げに係る届出】

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善部分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書を各指定権者に届け出ることとする

※福祉・介護職員処遇改善特別加算に変更等はありません



## 計画書及び実績報告書の提出にあたって②

### ○賃金改善を行う方法（賃金改善の概要）

#### ◆記載例を参考にできる限り具体的に記載

#### ① 専従の管理者やサービス管理責任者に加算を充当していませんか？

※ 実際に直接支援を行っていても兼務として常勤換算に算入されていない場合は対象となりません（特別加算を除く）

#### ② 賃金改善の方法が適切ですか？

※ 賃金改善及び法定福利費等（賃金改善による事業主負担の増加分のみ）以外には充当できません

※ 会議の経費、物品の購入費などには充当できません

#### ③ 賃金改善実施期間との整合性がとれていますか？

例）平成27年12月と平成28年6月の賞与で改善している場合

→ 賃金改善実施期間は、平成27年7月～平成28年6月

## 計画書及び実績報告書の提出にあたって③

### 【その他】

- ◆ 計画書の内容について、福祉・介護職員へ必ず周知してください
- ◆ 事務処理手順(※)及び記載例を確認のうえ作成し、記載事項・代表者印の押印・必要書類の添付漏れなどが無いかな必ずご確認ください
- ◆ 新たな事業所の追加や削除、加算の種類やキャリアパス区分に変更が生じる場合は前月15日までに変更の届出を忘れずに提出してください
- ◆ 計画書は加算の算定を受ける年度の前年度2月末までに毎年提出してください  
※平成27年度は特例により4月15日まで
- ◆ 実績報告書の提出がない場合、本加算を全額返還していただく場合があります
- ◆ 実績報告書のほか賃金台帳など算定根拠となる書類は、実地指導の際などに確認させていただくことがありますので大切に保管してください

※「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

# 3 その他の周知事項について

## (6) その他の事項

- ①児童指導員任用資格について
- ②強度行動障害支援者養成研修について
- ③児童発達支援管理責任者に係る経過措置
- ④事業所運営上の留意事項

## (7) 事務連絡

- ①事故防止対策の徹底について
- ②放課後等デイサービスガイドラインについて

## (6) その他の事項

### ① 児童指導員任用資格について

【児童指導員等配置加算・指導員加配加算関係】

【児童発達支援管理責任者実務経験関係】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)第43条に規定

要件(いずれか該当するもの)	提出いただく書類(該当するもの)
地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	卒業証書の写し
社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し
精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し
学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書の写し
学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	入学許可証の写し
学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書の写し

要件(いずれか該当するもの)	提出いただく書類(該当するもの)
外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書の写し
学校教育法の規定による高等学校もしくは、中等教育学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業*に従事した者	高等学校及び中等教育学校の卒業証書等及び実務経験証明書(児童福祉事業を2年以上)
学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者	教員免許の写し
3年以上児童福祉事業*に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者	実務経験証明書(児童福祉事業を3年以上)

※児童福祉事業～社会福祉法に基づく第1種及び第2種社会事業のうち児童福祉法を根拠する事業

→第1種社会福祉事業の例：乳児院、児童養護施設、障害児入所施設 等

→第2種社会福祉事業の例：保育所、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業 等

## ② 強度行動障害支援者養成研修について

【児童指導員等配置加算・指導員加配加算関係】

【重度障害児支援・強度行動障害加算体制関係】

### ＜研修目的＞

- 行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。
- このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業を実施することとする。

※強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)一部抜粋

## <平成27年度 神奈川県研修対象者・実施予定案>

### (1)基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする

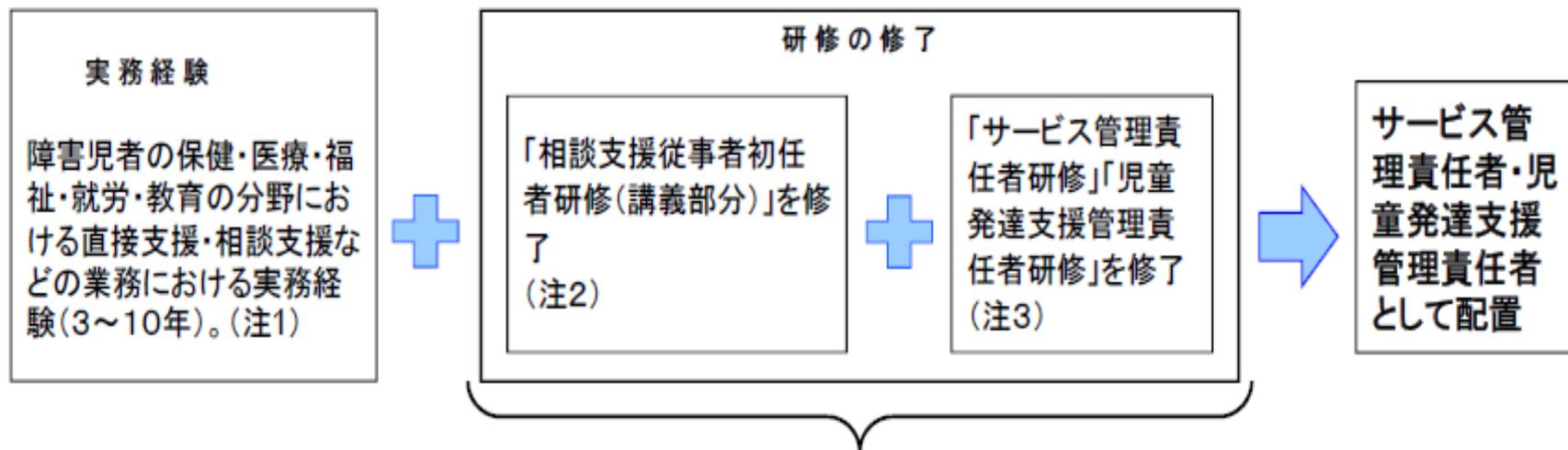
区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
全県	2回	200	2日間(予定)	調整中

### (2)実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
全県	1回	100	2日間(予定)	調整中

### ③ 児童発達支援管理責任者に係る経過措置



(平成27年度以降の取扱い)

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
  - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
  - ・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

## 参考：各種研修の開催時期

○平成27年度の開催時期は現在調整中  
決定次第、下記のウェブサイトで周知します  
「障害福祉情報サービスかながわ」 →  
「書式ライブラリ」 →  
「7 研修会・説明会等のお知らせ(県内共通)」

- ・児童発達支援管理責任者研修
- ・相談支援従事者初任者研修講義部分  
(サービス管理責任者補足研修)
- ・強度行動障害支援者研修(基礎・実践)

## ④ 事業所運営上の留意点

### < 児童発達支援管理責任者の兼務について >

児童発達支援管理責任者～1以上は専任かつ常勤

#### 【常勤の定義】

平成27年3月31日最終改正「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成24年厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知)

- 指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいうものである
- 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とする

## 【児童発達支援管理責任者の兼務及び定員規模の算定について】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係るQ&A 問101・102 参照

- (同一事業所の)管理者との兼務は可能である
- 複数のサービスを一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、他のサービスの児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者との兼務が可能である

※上記多機能型事業所の場合、定員規模の算定に当たっては各事業の合計の利用定員に応じて算定

- 障害福祉サービス及び指定通所支援それぞれの定員規模により報酬算定を行う場合は、同一敷地内であっても、障害福祉サービス事業所等の管理者やサービス管理責任者との兼務はできません

## <日中一時支援事業所の併設について>

- 指定基準上、指定通所支援事業所の設備及び備品は専ら指定通所支援の事業の用に供するものでなければならない
- また、従業者についても原則として専従でなければならない
- 指定通所支援の営業時間内に、当該事業所の指導訓練室において日中一時支援を提供したり、指定通所支援の従業者が日中一時支援を利用する障害児に対して支援を行うことはできません

## (7) 事務連絡

### ① 事故防止対策の徹底について

- 大阪府において児童発達支援事業所に通っていた児童が行方不明となり、当該事業所近隣の池から遺体で発見される事案が発生
- 事業所等における事故防止対策について、より一層徹底していただきますようお願いいたします

#### <参照>

平成27年3月17日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等における事故防止対策の徹底について」

#### 資料掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ→「1 神奈川県からのお知らせ」→

「1 神奈川県からのお知らせ」

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT3N1946.pdf>

## ② 放課後等デイサービスガイドラインについて

- 放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すもの
- 当該ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子供の状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならないとされている
- 「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」が示され、各事業所において自己評価の結果を踏まえて事業運営の改善を図るとともに、結果についても利用者や保護者に公表するよう努めなければならないとされている

<参照>

平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「放課後等デイサービスガイドラインについて」